

災害救助法の適用・延長協議・対象の 留意事項（避難所関係等Q&A）

避難所関係担当者全国説明会（令和7年11月12日）



内閣府（防災担当）

目次

1. 災害救助法の適用について
2. 災害救助法の救助期間の特別協議について
3. 災害救助法の適用期間を延長した場合における在宅避難者等に関する情報の
継続的把握、被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの本格化について
4. 災害救助法における、発災前に購入していた備蓄品の取り扱い
5. 災害救助法における避難所関係等のQ&A（令和7年11月版）

1. 災害救助法の適用に当たり（①適用基準・要件）

■ 災害が発生した段階の救助法の適用（法第2条第1項）

1. 住家等への被害が生じた場合（1～3号基準）

（1）当該市町村区域内の人口に応じ次の世帯数以上であること（令第1条第1項第1号）

市町村区域内の人口	住家滅失世帯数	市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30	50,000人以上 100,000人未満	80
5,000人以上 15,000人未満	40	100,000人以上 300,000人未満	100
15,000人以上 30,000人未満	50	300,000人以上	150
30,000人以上 50,000人未満	60		

※1 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の住家被害対応表で同じ。）

※2 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した一の世帯とする。（以下の住家被害対応表で同じ。）

（2）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ①に示す数以上であって、
当該市町村の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ②に示す世帯数以上であること（令第1条第1項第2号）

①都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	②市町村区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	1,000	5,000人未満	15
1,000,000人以上 2,000,000人未満	1,500	5,000人以上 15,000人未満	20
2,000,000人以上 3,000,000人未満	2,000	15,000人以上 30,000人未満	25
3,000,000人以上	2,500	30,000人以上 50,000人未満	30
		50,000人以上 100,000人未満	40
		100,000人以上 300,000人未満	50
		300,000人以上	75

(3) 当該市町村区域を包括する都道府県の区域内の被害世帯数が、その人口に応じ次に示す数以上であって、当該市町村の区域内の被害世帯数が多数であること（令第1条第1項第3号前段）

都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数	都道府県の区域内の人口	住家滅失世帯数
1,000,000人未満	5,000	2,000,000人以上 3,000,000人未満	9,000
1,000,000人以上 2,000,000人未満	7,000	3,000,000人以上	12,000

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したこと（令第1条第1項第3号後段）

→ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。
(府令第1条)

2. 災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合 (いわゆる「4号基準」)

発生した災害の程度が、**多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合**であって、内閣府令で定める基準に該当する災害（令第1条第1項第4号）

- ・ **災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。**（府令第2条第1号）
- - ・ 被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第2条第2号）

■ 災害が発生するおそれ段階の適用（法第2条第2項）

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する**「特定災害対策本部」、「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは**、都道府県知事は、**当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり**、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。

1-2. 令和7年度における災害救助法適用災害と対応について

災害名	発災日	最大避難所・避難者数		
		避難所開所都道府県	避難所数	避難者数
トカラ列島近海を震源とする地震	R7.7.3 (木)	1村 (1県)	5カ所	13人
令和7年台風8号	R7.7.27 (日)	2村 (1県)	7カ所	11人
カムチャツカ半島付近の地震に係る津波	R7.7.30 (水)	(1都1道19県)	1,826カ所	38,811人
令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨	R7.8.6 (木)	64市町村 (10県)	686カ所	375人
令和7年8月20日からの大雨	R7.8.20(水)	1市 (1県)	1カ所	10人程度
令和7年台風12号	R7.8.21(水)	23市町 (2県)	320カ所	361人
令和7年9月2日からの大雨	R7.9.2(火)	30市町 (9県)	319カ所	128人
令和7年台風22号及び23号	R7.10.8(水)	6市町 (1都)	21カ所	445人

1-3. 災害救助法が適用された際の避難所の確保及び生活環境の整備等について

- 災害救助法が適用された際は、避難所の確保及び生活環境の整備等について、以下の通り通知しています。
- OTKB様式の提出、避難所の写真の提供と併せて、本通知に沿って避難所の確保及び生活環境の整備等の対応をお願いします。

事務連絡
令和●年●月●日

●●県 災害救助担当主管部（局）長 殿
●●県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（避難支援担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（生活環境担当）
内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（食事支援担当）

避難所の確保及び生活環境の整備等について（依頼）

（災害名）により、多数の者が継続的に救助を必要としているところであり、必要に応じて、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、避難所における生活環境を早急に整えることが重要である。

特に、高齢者や障害者等の要配慮者については十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等について、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）」等を参考としながら、下記のこと留意の上、十分な配慮をお願いしたい。また、本事務連絡は、管内市町村にも周知すること。

記

1. 避難所数・避難者数の把握

災害時に開設された避難所数・避難者数の把握にあたり、内閣府においてはヒアラートを活用しているところ。市町村及び都道府県におかれでは、当該避難情報についてヒアラートへ連携し、随時更新すること。

2. 避難所の設置

避難所を開設する場合には、避難所の被災状況・浸水等の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認すること。

（また、猛暑が続いていることから、避難所内の暑さ対策にも留意する必要があるため、適切な冷房設備がある避難所を選定し、良好な避難生活環境を確保すること。）

また、設置した指定避難所の数では不足する場合や良好な避難生活環境を確保する必要がある場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保すること。

3. 避難所の生活環境の整備等

避難所の衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、早急に次の設備や備品等を整備し、避難者のプライバシーの確保、暑さ・寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、尊厳ある生活を営める環境を整備し、生活環境の改善等を講じること。なお、整備に当たっては、原則とし

リースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。

（特に、今夏の熱中症対策として、冷房設備がある避難所において、必要な飲料水や塩分が補給できるよう対策を講じること。）

- ① 快適トイレ等（仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、携帯トイレ、障害者用ポータブルトイレ等）、仮設スロープ
- ② 間仕切り用パーティションテント
- ③ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ④ 簡易ベッド（段ボールベッド、代用品等を含む）、畳、マット、カーペット、毛布
- ⑤ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む）、簡易シャワー、仮設風呂
- ⑥ 冷暖房機器、扇風機
- ⑦ テレビ、ラジオ
- ⑧ マスク、消毒液等
- ⑨ その他必要な設備備品

4. 福祉避難所の設置等

社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力を得て、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずるとともに、ホテル・旅館等を活用し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が避難する場合は、実質的に福祉避難所として活用することに努めること。また、一般的な避難所については、要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うこと。

なお、福祉避難所の設置等に際しては、福祉関係部局（母子保健主管部局を含む。）とも連携を行うこと。

5. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、飲食業協同組合やキッチンカー事業者に依頼すること等により、適温食の提供を行うとともに、セントラルキッチン方式も検討すること。また、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

6. 在宅避難者等への物資・情報等の提供

被災した方には、在宅等で避難生活を送っている場合も考慮され、避難所は、在宅避難者や車中泊避難者が必要な物資・情報を受け取る場所という役割もあり、避難所に取りに来られた在宅避難者等に必要な物資・情報を提供すること。

7. 災害対応車両登録制度の活用

令和7年6月1日より災害対応車両登録制度が開始され、災害対応車両検索システム（D-TRACE）を使用して、トレーラーハウス、トイレカー・キッチンカー等の災害対応車両の派遣を要請することが可能となっており、本制度を適切に活用し、迅速な避難所の供与や避難所における環境整備の向上を図ること。

8. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成25年内閣府告示第228号。以下「一般基準」とい

う。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広に相談いただきたい。

なお、ホテル・旅館等を避難所として開設した場合の費用については基準額として、1人1泊税込み10,000円以内（食事料を含まない）としているので、留意すること。

9. 住民を他の自治体に避難させる場合の連携

住民を他の自治体に避難させる場合においては、関係する自治体間で、避難させる住民に関する情報共有を適時適切に行うこと。また、避難先の自治体においても、住民に対して必要な支援策が確実に行き届くよう、関係する自治体間で連携すること。

10. 内閣府との情報共有

良好な避難生活環境の確保に向け、上記取扱指針等に沿って取り組みを進めていただいている状況について、災害対策基本法第51条に基づき、随時、内閣府に情報共有をお願いしたい。具体的には、別紙様式を当方で指定する基準時ごとに提出いただきたい。

（参考）

- 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hirano/pdf/2412kanryokuhiro.pdf>
- 避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（令和6年12月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hirano/pdf/2412hiranjo_guide.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和6年12月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hirano/pdf/2412hiranjo_toilet_guide.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hirano/pdf/r3_hiranjo_guide.pdf
- 災害救助事務取扱要領（令和7年7月）
https://www.bousai.go.jp/sakuhinchi/pdf/kuwabuchi_b1.pdf
- 災害対応車両検索システム（D-TRACE）
<https://d-trace.go.jp/>
- 災害対策基本法（抄）
(情報の収集及び伝達等)

第51条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防火上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。

【本件問合せ先】
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（生活環境担当）付
TEL：03-3501-5693（直通）
(避難所等) 阿部、藤川、宮本、平塚

1-4. 発災時における避難所の生活環境の状況把握のお願い

- 被災者の方々が、避難所において、発災直後から尊厳ある生活を営めるよう、トイレ、パーティション、ベッド、温かい食事、暑さ・寒さ対策等を速やかに提供することは、避難生活において良好な生活環境を確保し、災害関連死等を防ぐためにも、非常に重要です。
- 避難所数や避難者数については、被災自治体において、隨時各自治体ホームページ等に公表をお願いします。（当該情報を活用させていただき、内閣府からの調査は行わないこととします。（5月28日付事務連絡「発災時における避難所の確保及び生活環境の整備等について」）
- 併せて、自治体の皆様におかれましては、体制を整備いただき、避難所の生活環境に関する情報収集として以下様式の提出をお願いします。

(災害名) に伴う避難所の状況						※参考	
					●/● (●)	●:● 時点	(例) A小学校
	避難所						体育館
	避難所種別						30
避難者数 (人)	合計●●人 (避難所内避難者)						体育館に30人
	内訳						
T	Toilet トイレ	女子 (基)					9
		男子 (基)					3
		※除小便器					2
		共用 (基)					○
		石鹼					30
Tent テント	パーティション・テント 設置数 (個)						30
	パーティション・テント 配布数 (個)						30
K	Kitchen 食事	食事の状況					・地元の飲食業協同組合により、毎食炊き出しを実施しており、温かい食事を提供している。
		炊き出し					1月2日に、地元飲食業者により、A小学校において、避難所避難者15名、在宅避難者30名の計45名にカレーライスを45食提供した。
		キッチンカー					1月2日に、● ●県飲食業協同組合によるキッチンカー1台が、A小学校に派遣され、避難所避難者15名、在宅避難者30名の計45名にカレーライスを45食提供した。
B	Bed ベッド	簡易ベッド配布数 (個)					30
		簡易ベッド設置数 (個)					30
		毛布・配布数 (枚)					60 (1人2枚)
		備考					1人1台ベッド・パーティションテントもあり、快適な生活環境を提供できている。
	Bath 入浴						避難所から歩いて5分の「B温泉」を避難者に無料開放している。(希望があれば、バス等で巡回することも検討)
スペース	寒さ暑さ対策 (例：業務用ストーブ〇台)						業務用ストーブ3台 体育館は床暖も完備しており、寒さ対策は万全である。
	1人当たり3.5m ²						○ (1人当たりスペース5m ²)
		備考					体育館の面積は150m ² であり、一人当たり5m ² を割り当てている。

2. 災害救助法の特別協議について

- 災害救助法において、「避難所の設置」の一般基準の期間は7日間など、それぞれ基準が定められています。
- 一般基準を延長する場合（特別基準）については、事前に協議いただければ、柔軟に対応することとしております。
- 必要性があれば、1ヶ月以上の延長も可能ですので、遠慮なく内閣府まで相談ください。

災害救助法施行令

第3条

第1項 一般基準

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣府総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。

（※平成25年内閣府告示第228号）

第2項 特別基準

一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣（所管大臣）に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

各救助項目における期間の一般基準

救助項目	令和7年度告示内で定められている救助期間（一般基準）
避難所	7日
炊き出し	7日
飲料水	7日
医療	14日
助産	7日
福祉サービス	7日
救出	3日
埋葬	10日

2-2. ホテル・旅館等への避難に関する協議について

- 避難所の生活環境に課題がある場合等には、ホテル・旅館等への避難を速やかに検討ください。
- ホテル・旅館等への避難を実施する場合は、下記の様式とともに、内閣府に相談ください。特に、「避難終了時期の考え方」を重視しています。
- なお、支援額（10,000円/日・人）を引き上げる必要がある場合には、地域のホテル・旅館等や空き状況について整理したうえで、内閣府に相談ください。

総括表

ホテル・旅館等への避難の状況

令和〇年〇月〇日時点

都道府県名：〇〇県

市町村名	ホテル・旅館等の名称	避難開始時期	避難終了時期 (予定)	避難終了時期の考え方	宿泊料金 (食事代を除く) (円/人)	食事の提供	最大収入可能 避難者数(人)	避難世帯数 (世帯)	避難者数(人)	避難者の主な属性	ペット同伴の 可否	健康管理 (保健師の 巡回等)	ホテル・旅館等を活用する理由	備考
(例) 〇〇市	ABCホテル	2025年8月6日	2025年10月1日	全避難者が、〇月〇日までに賃貸型応急仮設住宅の入居手続きに目途がつくため。	8900	朝・夜のみ	20	4	10	子連れの家族	×	△（今後実施予定）	一次避難所が避難者の数に対して量的に不足するため	

基準額を上回る際の報告様式

同一地域内におけるホテル・旅館等の宿泊料金一覧

都道府県名：●●県

市町村名	ホテル・旅館等の名称	宿泊料金(食事代を除く)(円/人)	備考(条件等)

3. 災害救助法の適用期間を延長した場合における 在宅避難者等に関する情報の継続的把握、被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの本格化について

○災害救助法の適用期間が**延長**される場合に、在宅避難者等に関する情報の継続的把握、

被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの本格化について、通知しています。

○災害救助法が適用されている市区町村の取組状況について下記の様式で報告をお願いします。

報告様式

別紙

災害ケースマネジメントの実施等の状況

令和7年〇月〇日時点

市町村名	
担当所属/担当者	
連絡先（電話）	
連絡先（メールアドレス）	

1. 被災者に関する情報の把握

避難所外避難者	避難者数（人）	現状	主な課題
うち在宅避難者		例：保健師による戸別訪問を実施中	例：住まいの再建に関する相談のつなぎ先がない
うち車中泊避難者		例：市の職員が食事と飲料水を配布している	例：エコノミークラス症候群に関する注意喚起が十分にできていない
うちその他（親戚宅等避難者）		例：支援情報が十分に行き届いていない	例：支援情報が十分に行き届いていない

2. 被災者台帳の作成

被災者台帳の作成の有無	
被災者台帳の作成の範囲	例：在宅・車中泊避難者、避難行動要支援者名簿の掲載者、罹災証明書発行者

3. 災害ケースマネジメントの実施

実施の有無	
活用事業（受託事業者）	例：被災高齢者等把握事業（NPO法人〇〇）、被災者見守り・相談支援等事業（県社会福祉協議会）
ケース会議開催状況	例：出席者：危機管理部局、保健部局、福祉部局、自主防災組織、NPO法人〇〇 開催頻度：週1回

4. 災害救助法における、発災前に購入していた備蓄品の取り扱い

- Q&Aでも記載の通り、災害救助法は、発災後に被災者に給与・供与した物資の購入費を対象にしているため、事前に購入している備蓄物資（災害救助基金で購入したものは除く）は対象外となります。
- パーティション等の購入に当たっては、令和6年度の補正予算で措置された新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）等でも対象としているほか、食料・水等の物資の購入にあたっては普通交付税の基準財政需要額の算定対象となっています。
- 発災後に被災自治体に提供した物資は、被災自治体が提供自治体から購入したという整理も可能であり（事後に被災自治体から費用を支出）、積極的に被災自治体への支援をお願いします。提供自治体は災害救助法が適用されている必要はなく、物資購入の財源も問いませんが、賞味期限内のものに限ります。

災害救助法 説明資料 抜粋

災害救助基金（自治体が購入した備蓄物資等に関する留意事項）

- 災害救助基金で事前購入した備蓄物資を災害救助法が適用された日以降に避難所等で使用した場合は、使用した分は救助費（国庫負担）の対象となる。
- 災害救助法が適用された日以降に応援県又は市町村が行った応援に係る費用の求償に対して被災した県又は市町村の支払に要した費用は救助費（国庫負担）の対象となる。
- 災害救助法が適用された日以降に災害救助基金において備蓄している備蓄物資により救助を行った場合は救助費（国庫負担）の対象となる。

新地方創生交付金（地域防災緊急整備型）（R6補正）

地域防災緊急整備型 制度概要

目的	安心・安全で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会を創るために、トイレ、キッチン、ベッド、風呂の迅速な提供など、避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な取組を交付金により緊急的に支援
概要	避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援 【主な車両や資機材の例】 <ul style="list-style-type: none">○快適なトイレ環境…トイレカー、トイレトレーラー、簡易トイレ 等○温かい食事や多様なメニュー…キッチンカー、キッチンコンテナ、炊き出し用資機材 等○プライバシー確保、ベッド…テント式のパーティション、屋内用インスタントハウス、簡易ベッド 等○入浴環境…シャワーカー、水循環型シャワー、仮設入浴設備 等 <p>※このほか、「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」で取り上げたような、災害対応上効果が認められ、住民の避難生活環境の向上に資する新技術の活用も対象</p> 
交付上限	補助率：1/2 交付上限（国費）：都道府県 6,000万円 指定都市・中核市・中枢中核都市 5,000万円 市区町村 4,000万円
取組の例	<ul style="list-style-type: none">・災害時での避難所支援を前提に、キッチンカーやトイレカー等の導入を進める起業支援・小さな拠点等の地域運営と連携したパーティション備蓄等の防災の取組支援・災害時連携協定を結ぶ地元業者から防災資機材を導入し、地域経済活性化と被災者支援を連携 など

5. 災害救助法におけるQ&A（避難所の設置）

	Question	Answer
避 難 所 の 設 置	避難所を市外で設置した際の費用は対象となるか。	避難所の設置場所は問わないので、対象となる。自治体同士の互助であり、都道府県庁含めどこの設置でも構わないが、救助法が適用されていない自治体が設置すると、救助法の対象外になるので留意が必要（適用自治体が他の自治体に設置しても対象になる）。
	災害救助法の対象は、市町村が避難指示を出した対象者とするという理解でいいか。「自主避難所」や「自主避難者」は対象とはならないということ。	災害救助法における避難所・避難者に関しては、災害救助法が適用されていれば、避難指示対象かどうかは関係がなく、実態として避難所であれば指定・公示していくなくても対象であり、避難者であれば住民以外の旅行者も含めて対象になる。自治体において「自主避難所」「自主避難者」という用語を使っている場合があるが、内閣府においては災害救助法の対象かどうかでそのような用語を使うことはない。なお、市町村が避難指示を出した場合でも、災害救助法の要件に該当せず、災害救助法が適用されない場合があることに留意が必要。
	避難所を警備する際の賃金職員等雇上費用は対象となるか。	対象となる。
	避難所等で活動したDWAT・災害支援ナース・保健師の活動経費は対象となるか。	保健医療福祉調整本部（県庁）の指示を受けて、避難所等で活動した費用であれば「福祉サービスの提供」として対象となる。
	避難所の運営等を委託した場合、委託費として対象になるか。	委託費そのものの費用を対象にしているわけではなく、委託費を細分化していく際に、対象となる経費（人件費等）については、対象となり得る。なお、委託団体からの再委託は対象外。ただし、当該再委託先に直接委託している場合は対象となり得る。
	県立施設の利用料は対象になるか。	対象外。
	発災時に、他自治体が備蓄している物資（救助基金での購入に問わず）を購入した場合、購入費は対象となるか。	適用災害の被災者向けに使用する前提で、適用期間中に購入手続きを開始したものは対象となるとしており、購入先が他自治体でも対象となり得る。
	毛布のクリーニングやトイレカー等の撤去等、災害救助法の適用期間終了後に発生した費用は、対象となるか。	災害救助法の適用期間に発生した救助に起因するものであれば対象となり得る。（1年後に発生した等は対象外で、現実的な範囲内に限る）

5. 災害救助法におけるQ&A（避難所の設置）

	Question	Answer
避 難 所 の 設 置	トイレカー等のリース代は対象となるか。	対象となる。移動費（高速料金・ガソリン代）や必要な人件費・修理費も対象となり得る。
	掃除用具等を購入した費用は対象となるか。	対象となる。
	入浴支援や洗濯支援に係る輸送代は対象となるか。	入浴支援や洗濯支援のために行政が手配したバスの借り上げ費、燃料費等は対象となる。（個人の自家用車の燃料費やタクシー代等は対象外）
	ホテル・旅館等のキャンセル代は対象となるか。	あくまで救助法は、現物に係る費用を対象としており、キャンセル代については、対象外。その点も含め、ホテル・旅館等とは調整が必要であり、調整できなければ自治体負担。
	ホテル・旅館等で配給した食事は対象となるか。	炊き出しの項目で対象となる。
	ホテル避難における宿泊税や入湯税は対象になるか。	宿泊税や入湯税は都道府県税や市町村税であり、対象外。（被災者については減免可能）

5. 災害救助法におけるQ&A（炊き出し・飲料水・医療）

	Question	Answer
炊き出し	キッチンカーの入件費は対象となるか。	対象となり得るが、賃金職員雇上費の項目で対象としている。
	キッチンカーで避難者に提供した弁当等代は対象となるか。	対象となり得る。原材料だけでなく、移動代や各種コストも含めた代金として差し支えないが、具体額は地域の相場に沿って、市町村が設定。
飲料水	病院・福祉施設への給水は対象か。	不特定多数が使う支援拠点であれば対象となる。対象者限定であれば、施設管理者の責任で実施するものであり、救助法の対象外。
医療	DMAT等の宿泊費・移動費は対象となるか。	行政との調整がなされたものであれば、対象（個人間や病院間の場合は対象外）。宿泊費と現地までの移動費は賃金職員の項目（医療に係る賃金職員）、被災地内の移動経費は輸送の項目。移動に当たっては、新幹線のグリーン車や飛行機のビジネスクラス、一級客室など、常識の範囲外は対象外。なお、個人所有の自動車等を現地までの移動にも、被災地内の移動にも要しており、整理が難しい場合は、賃金職員雇上費で計上することは差し支えない。

5. 災害救助法におけるQ&A（福祉サービスの提供）

	Question	Answer
福祉サービスの提供	要介護者等介護保険の対象者への福祉避難所の提供は対象となるか。	避難所の供与自体は差し支えないが、介護保険のサービス等に要した費用は、災害救助法では対象外。
	福祉避難所で提供された食事の費用は対象となるか。	炊き出しの項目で対象となる。
	応援スタッフの宿泊代・交通費は対象となるか。	県庁・市町村との調整がなされたものであれば、対象。宿泊費と現地までの移動費は福祉サービスの項目、被災地内の移動経費は輸送の項目。
	仮設住宅や自宅等への福祉支援としての見守り活動は対象となるか。	行政からの指示・要請がある場合には対象となり得る。なお、救助法からの支弁は、厚労省事業（見守り支援事業等）の対象となっていない場合に限る。
	告示第7条3号口に規定する「災害時要配慮者からの相談対応」に、保健師や看護師による健康観察は含まれるか。	被災都道府県（事務委任を受けた市町村を含む）の要請を受けて、避難所や在宅・車中泊避難者のものへ派遣された保健師や看護師等による健康観察は含まれる。このとき、当該健康観察に要する費用については、訪問看護には該当しないと考えられることから、看護師等が民間施設に所属する場合は賃金職員等雇上費で支弁し、保健師等が公立病院等に所属する場合はその時間外手当分について救助事務費で支弁することとなる。なお、病院等において相談対応する場合は、病院機能が維持されていることから救助法の対象とはならない。

5. 災害救助法におけるQ&A（輸送・賃金職員等雇上げ費・救助事務費）

	Question	Answer
輸送	避難者を避難所から避難所へ輸送する費用であれば対象になるか。	対象となる。
輸送	ドクターへリに係る費用は対象になるか。	県外からのドクターへリであれば、運行経費（燃油費、飛行手当等）、人件費、宿泊費、旅費等が、医療に係る経費として、医薬品等の消耗品費がそれぞれ国庫負担の対象となりえる。ただし、自治体の保有するドクターへリについて、平時より継続して必要となる整備費等は対象外。
賃金職員等雇上げ費	被災者に炊き出しを実施する際に、飲食業者等を雇いあげた費用は対象になるか。	対象となる。
救助事務費	物資の搬入を行った職員の時間外費用は対象となるか。	避難所や支援拠点で実施していれば対象となり得る。
	災害救助法の請求に係る事務作業に要した時間外は対象になるか。	救助事務費は、救助期間内において、救助の事務を行うに直接必要な経費のほか、救助費の精算の事務を行うのに必要な経費も含まれるため、対象。
	総務省の対口支援制度により派遣された職員に係る時間外は対象になるか。	総務省が財政措置を講じているので、救助法では対象外。
	航空機キャンセル代は対象になるか。	あくまで救助法は、現物に係る費用を対象としており、キャンセル代については、対象外。